

▼電子書籍への消費税課税
出版社と電子書店事業者の取引は一般に御売り契約と委託販売契約に分かれ
る。御売りでは消費者への販売価格決定権を電子書店側が、委託販売は出版社が握る。消費税は海外販売事業者が価格決定権をもつ場合は非課税。例えば御売り方式で海外電子書店事業者が売るとき課税されない。

—国内の電子書籍事業者は早晚、撤退するか海外に移転するしかなくななる」。11月18日に開いた参議院財政金融委員会。

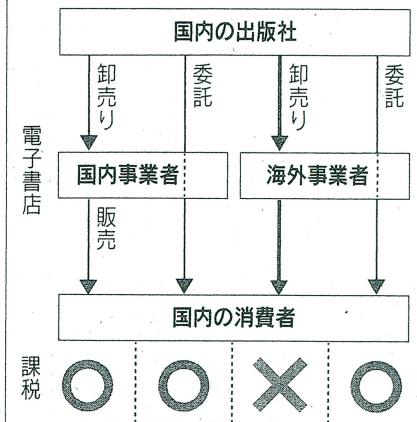
政府は海外からインターネットで日本に配信される電子書籍や音楽などにこれまで非課税だった消費税を課す予定だ。2015年度の税制改正に盛り込む見通し。国内外の配信事業者間についた不公平な競争環境が是正され、価格表示も分かりやすくなる。日米欧はネット取引の課税漏れを減らす

電子書籍の消費課税

海外にも網不公平を是正

社長はこう訴え、内外を問わず公平に消費税を課税するよう求めた。例えば人気作家、池井戸潤氏の半沢直樹シリーズ最新作「銀翼のイカ」では紙の本と同じで消費税込み1620円だ。一方、米アマゾンの電子書店や、楽天の「kobo」では1500円で、消費税8%がかからない分安い。商品内容が同じなら、消費者は安い方

電子書籍への消費税課税は取引契約の形式も影響する



消費者か事業者か 購入者識別に課題

欧元でも、電子書籍などの電子商取引に対する付加価値税や売上税の課税に苦心している。欧州連合（EU）では現状、域内で消費者に販売する場合、配信拠点がある国の付加価値税率が適用される。ルクセンブルグのような軽減税率（3%）のある国から配信すれば税負担を抑えることが可能で、問題視されてきた。

による配信扱いとなる。出版や音楽、ネット業界などが制度改正を働きかけた結果、昨年から政府税制調査会が具体策を検討。クラウドサービスやネット広告など国境を越えたサービス全般についてルール改正案を作った。海外事業者が①国内消費者と取引する場合は海外事業者が日本に消費税を納める②国内事業者と取引するときは国内事業者が消費税を納める――という仕組みになる。実際の導入には課題もある。特に、海外事業者

歐米も試行錯誤

年1月にルールを改正する予定。電子商取引については一律の税率を適用する。事業者は消費者の所在地を確認し、国別に付加価値税を計算して納める義務が生じる。

米国では売上税は連邦税ではなく州税だ。州境をまたぐ電子商取引で「国境を越えた取引」と同様の問題が起きている（税理士法人PwCの村岡欣潤シニアマネージャー）。消費者の州議論しているが進んでいない。

に配信事業者の店舗や倉庫など、の拠点がない場合、事業者ではなく消費者が売上税を納める必要があるが、大半の消費者は守りっていないとみられている。

各州は打開策として、売上税を着実に集めるプロジェクトに共同で取り組んでいる。米国議会では、電子商取引業者に売上税の徴収を義務付けられるよう、各州に権限を与える法案を